

ほっかいどう
社会資本整備の重点化方針
事業優先度設定の手引

平成25年7月改訂
〈平成21年2月策定〉

目 次

| | |
|---------------------|---|
| 1 作成の目的 | 1 |
| 2 事業優先度の設定 | 1 |
| (1) 事業優先度設定の考え方 | 1 |
| ア 対象とする事業 | 1 |
| イ 優先度設定の単位 | 1 |
| ウ 事業優先度の区分 | 2 |
| エ 事業優先度設定の仕組み | 2 |
| (2) 事業のランクの考え方 | 2 |
| ア 事業のランクの設定 | 2 |
| イ 事業のランクの基本的な視点 | 2 |
| ウ 事業のランクの区分 | 3 |
| (3) 事業優先度の判断基準 | 3 |
| 3 推進管理 | 3 |
| <別表1> | |
| 「事業のグループ」(対象事業の類型化) | 4 |
| <別表2> | |
| 事業優先度の判断基準 | 6 |

1 作成の目的

道では、限られた財源の中で、「選択と集中」の観点を一層具体化し、優先的に整備する社会資本を明らかにするため、平成20年12月に「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」（以下「重点化方針」という。）を策定し、社会資本の戦略的・効果的な整備を進めてきましたが、平成23年3月の東日本大震災の発生や国の「防災基本計画」、「社会資本整備重点計画」の見直しのほか、道においても「バックアップ拠点構想」の策定など本道の社会資本整備を取り巻く大きな環境の変化に伴い、平成25年6月に「重点化方針」を改訂しました。

この「重点化方針」では、政策を実現するための方策である「施策」と施策を実現するために行う「事業」の両面に着目し、社会資本の整備に優先度を取り入れることとし、「施策優先度」の設定結果を別表1として公表しましたが、「事業優先度」については、地域からの政策提案、国等の重点政策、他事業との調整などの情勢変化に的確に対応するため、毎年、点検・評価を行う必要があることから、設定の考え方を示すこととしました。

この「事業優先度設定の手引」（以下「手引」という。）は、毎年度の事業執行に当たり、予算を必要性・優先性の高い事業に振り向ける手立てである事業優先度を設定する際の指針として作成するものです。

2 事業優先度の設定

(1) 事業優先度設定の考え方

ア 対象とする事業

優先度設定の対象とする事業は、道が事業主体として、社会資本を直接整備するものとします。

ただし、次の事業については設定の対象としていません。

○補助・交付金事業のうち

- ・施設の機能を保全するための修繕や長寿命化などに係る施策・事業

○道単独事業*のうち、

- ・災害への対応や地域の実情に応じて緊急的に実施する事業
- ・施設の機能保全や維持管理のために実施する事業
- ・公共事業等に係る事前調査
- ・施設建設事業

* 道単独事業

国庫補助の対象とならない地方債を活用した道路や街路の整備、道単独の道路及び河川の清掃、草刈、道立施設の整備等、道が単独で実施する社会資本整備のための事業等

イ 優先度設定の単位

「事業優先度」は、事業実施箇所ごとに設定します。

なお、この「手引」では、「事業優先度」の判断基準について、「事業のグループ」*ごとに設定しています。

- * 「事業のグループ」とは、事業の目的や効果等が類似した対象事業を類型化したもので、別表1のとおり、36の「事業グループ」に分類しています。

ウ 事業優先度の区分

「事業優先度」は、次のとおり「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の3段階区分とします。

- ・優先度Ⅰ：計画どおりに進める事業や新規に取り組む事業
- ・優先度Ⅱ：予算*との調整により、その都度、優先度を検討する事業
- ・優先度Ⅲ：事業の進捗度合いや新規の取組を抑制基調とする事業

ただし、「事業優先度」がⅢの事業であっても、事業の完成による事業効果の早期発現や既存ストックの有効活用に資するもの、その他の特殊事情によるものはこの限りではありません。

*「予算」とは、この方針の対象事業の事業費総額のこと。

エ 事業優先度設定の仕組み

「事業優先度」については、「施策優先度」と「事業のランク」を次のとおり組み合わせて、設定します。

なお、「地域優先度」を設定している連携地域内で実施する事業の場合は、「地域優先度」と「事業のランク」を組み合わせて「事業優先度」を設定します。

【施策優先度と事業のランクの組み合わせ】

| | | 事業のランク | |
|-------|---|--------|------|
| | | ランク1 | ランク2 |
| 施策優先度 | A | Ⅰ | Ⅱ |
| | B | Ⅱ | Ⅲ |
| | C | Ⅲ | |

(2) 事業のランクの考え方

ア 事業のランクの設定

「事業のランク」は、事業ごとに、地域重視、政策重視、事業効果の3つの視点により、効果等の高いものを「ランク1」、低いものを「ランク2」とする2段階に区分し、設定します。

イ 事業のランクの基本的な視点

① 地域重視の視点

- ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの
- ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの
- ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの

② 政策重視の視点

- ・国や道の重点政策などにおける位置づけが明確なもの
- ・「新・北海道総合計画」の特定分野別計画を推進する上で、特に貢献度の高いもの

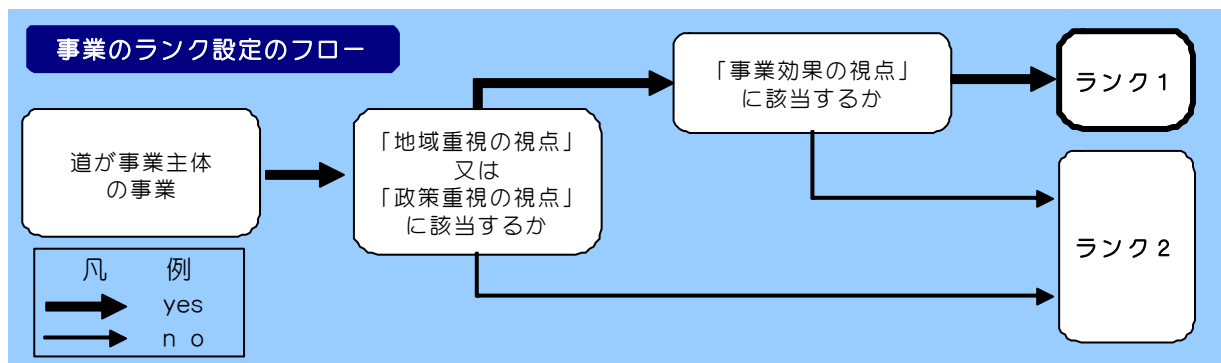
③ 事業効果の視点

- ・「新・北海道総合計画」の指標の進捗に対する貢献度の高いもの
- ・施策の目的を達成する上で、特に事業効果の大きいもの
- ・事業間連携などによる事業効果の早期発現や効果的・効率的な事業の実施が可能なもの（直轄・補助の連携、ハード・ソフトとの連携 等）

ウ 事業のランクの区分

「事業のランク」は、イの基本的な視点から、設定します。

- ・ランク1：「地域重視の視点」又は「政策重視の視点」に該当し、かつ、「事業効果の視点」に該当するもの
- ・ランク2：上記以外のもの



(3) 事業優先度の判断基準

事業優先度の判断基準については、(1)及び(2)の考え方に基づき、別表2のとおり「事業のグループ」ごとに、関連する施策や事業のランクの具体的判断基準などを示しています。

3 推進管理

「施策優先度」や「事業優先度」に応じた事業の実施状況など、「重点化方針」に基づいた取組について毎年度把握を行いながら、より必要性・優先性の高い事業を推進していきます。

なお、この「手引」については、「事業のグループ」の変更が生じた場合など、必要に応じて、見直しを図ります。

<別表1>

「事業のグループ」(対象事業の類型化)

| 事業所管部 | 対象事業名 | 「事業のグループ」名 | 整理番号 |
|---------------|--------------------------|--------------------------|------|
| 環境生活部 | 自然公園施設整備事業 | 自然公園整備事業 | 1 |
| 農政部 | 道営畑地帯総合整備事業 | 畑地帯総合整備事業 | 2 |
| | 道営草地畜産基盤整備事業 | 草地畜産基盤整備事業 | 3 |
| | 道営地域水田農業再編緊急整備事業 | 経営体育成基盤整備事業 | 4 |
| | 道営経営体育成基盤整備事業 | | |
| | 道営水利施設整備事業(基幹水利施設整備型) | 水利施設整備事業 | 5 |
| | 道営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) | | |
| | 道営地域用水環境整備事業 | 地域用水環境整備事業 | 6 |
| | 道営防災ダム事業 | 農地防災・保全事業 | 7 |
| | 道営ため池等整備事業 | | |
| | 道営湛水防除事業 | | |
| | 道営地すべり対策事業 | | |
| | 道営農地保全整備事業 | | |
| | 道営農地の防災機能増進事業 | | |
| | 道営特定農業用管水路等特別対策事業 | | |
| | 道営中山間地域総合農地防災事業 | | |
| | 道営震災対策農業水利施設整備事業 | | |
| | 道営広域農道整備事業 | 農道整備事業 | 8 |
| | 道営基幹農道整備事業 | | |
| | 道営一般農道整備事業 | | |
| 農道整備特別対策事業 | | | |
| 道営中山間地域総合整備事業 | 中山間総合整備事業 | 9 | |
| 道営海岸保全施設整備事業 | 海岸保全施設整備事業 | 10 | |
| 水産林務部 | 水産基盤整備事業(うち漁場施設) | 水産基盤整備事業(うち漁場施設) | 11 |
| | 水産基盤整備事業(うち漁港施設) | 水産基盤整備事業(うち漁港施設) | 12 |
| | 海岸保全施設整備事業 | 海岸保全施設整備事業 | 13 |
| | 森林環境保全整備事業(林道事業) | 森林整備事業(林道事業) | 14 |
| | 森林居住環境整備事業(林道事業) | | |
| | 防災林造成事業 | 保安林整備事業 | 15 |
| | 水源地域等保安林整備事業 | | |
| | 共生保安林整備事業 | | |
| | 復旧治山事業 | 山地治山事業 | 16 |
| | 予防治山事業 | | |
| | 地域防災対策総合治山事業 | | |
| | 山地災害総合減災対策治山事業 | | |
| | 地すべり防止事業 | | |
| | 治山施設機能強化事業 | | |
| | 森林整備事業(公共事業(造林事業)〈道有林分〉) | 森林整備事業(公共事業(造林事業)〈道有林分〉) | 17 |
| | 森林整備事業(公共事業(林道事業)〈道有林分〉) | 森林整備事業(公共事業(林道事業)〈道有林分〉) | 18 |
| | 森林整備事業(単独事業〈道有林分〉) | 森林整備事業(単独事業〈道有林分〉) | 19 |

| 事業所管部 | 対象事業名 | 「事業のグループ」名 | 整理番号 |
|-----------|-------------------------------------|--------------------|------|
| 総合政策部 | 空港整備事業 | 空港整備事業 | 20 |
| 建設部 | 道路改良等事業 | 道路改良等事業 | 21 |
| | 道路防雪事業 | 道路防雪・凍雪害防止事業 | 22 |
| | 道路凍雪害防止事業 | | |
| | 道路交通安全施設事業 | 道路交通安全施設事業 | 23 |
| | 河川改修事業 | 河川改修事業 | 24 |
| | 河川改修事業（統合河川環境整備事業） | 河川改修事業（統合河川環境整備事業） | 25 |
| | ダム事業 | ダム事業 | 26 |
| | 砂防事業 | 砂防事業 | 27 |
| | 地すべり対策事業 | | |
| | 急傾斜地崩壊対策事業 | | |
| | 土砂災害警戒避難対策事業 | 土砂災害警戒避難対策事業 | 28 |
| | 海岸保全施設整備事業 | 海岸保全施設整備事業 | 29 |
| | 都市計画街路事業 | 都市計画街路事業 | 30 |
| | 都市公園事業 | 都市公園事業 | 31 |
| | 過疎下水道代行事業（過疎代行下水道事業） （特環代行＋公共代行） | 下水道事業 | 32 |
| | 流域下水道事業 | | |
| | 特定公共下水道事業 | | |
| | 土地区画整理事業 | 土地区画整理事業 | 33 |
| | 既設公営住宅改善事業 | 既設公営住宅改善等事業 | 34 |
| | 公営住宅建替推進事業 | | |
| 公営住宅整備事業 | 公営住宅整備等事業 | 35 | |
| 公営住宅等関連事業 | | | |
| 道警本部 | 交通管制センター施設整備事業 | 交通安全施設等整備事業 | 36 |
| | 交通規制標識等整備事業 | | |
| | 交通信号機整備事業 | | |

<別表2>

事業優先度の判断基準

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | |
|------|-------|-----------|--------------------------------|-----|--------|-----|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | 「事業のランク」の具体的判断基準 |
| 1 | 環境生活部 | 自然公園整備事業 | 自然公園における利用施設の整備など自然とのふれあいの場づくり | B | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「第三次環境基本計画」など国や道の重点施策における位置づけが明確なもの ・「北海道環境基本計画[第2次計画]」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)「新・北海道総合計画」の指標である「優れた自然地域の面積、自然公園利用者数」の進捗に対する貢献度の高いもの (2)国、道等が役割分担又は連携して効果的に実施しているもの |
| | | | | | 2 | III | |
| 2 | 農政部 | 畑地帯総合整備事業 | 農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の4項目のうち3項目以上に該当するもの) (1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供 (2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らぐ田園空間の創造 (3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成 (4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの |
| | | | | | 2 | II | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | 「事業のランク」の具体的判断基準 |
|----------------------------|-------|-------------|---------------------------|-----|--------|-----|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | |
| 3 | 農政部 | 草地畜産基盤整備事業 | 農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の4項目のうち3項目以上に該当するもの) (1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供 (2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らぐ田園空間の創造 (3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成 (4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | 全道優先度 | B | 1 | II | |
| | | | | | 2 | III | |
| (オホーツク) (十勝) (釧路・根室) | A | 1 | I | | | | |
| | | 2 | II | | | | |
| 4 | 農政部 | 経営体育成基盤整備事業 | 農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の4項目のうち3項目以上に該当するもの) (1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供 (2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らぐ田園空間の創造 (3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成 (4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの |
| | | | | | 2 | II | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | | |
|------|-------|------------|---------------------------|----------------------|------------|-----|--|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業の ランク | 優先度 | 「事業のランク」の具体的判断基準 | |
| 5 | 農政部 | 水利施設整備事業 | 農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備 | A | 1 | I | <p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの 「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの <p>(次の4項目のうち3項目以上に該当するもの)</p> <p>(1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供</p> <p>(2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らぐ田園空間の創造</p> <p>(3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成</p> <p>(4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり</p> <p>・次の項目のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</p> <p>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</p> <p>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</p> <p>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</p> | |
| | | | | | | | | 2 |
| 6 | 農政部 | 地域用水環境整備事業 | 自然豊かな水辺環境の整備・保全 | 全道優先度 | B | 1 | II | <p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの 「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの <p>(次の4項目のうち3項目以上に該当するもの)</p> <p>(1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供</p> <p>(2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らぐ田園空間の創造</p> <p>(3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成</p> <p>(4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり</p> <p>・次の項目のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</p> <p>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</p> <p>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</p> <p>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</p> |
| | | | | | | | | |
| | | | | (道南) (道北) (道央) | A | 1 | I | |
| | | | | | | | | 2 |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | 「事業のランク」の具体的判断基準 | |
|------|-------|-----------|--------------------------------|----------------------|--------|-----|------------------|---|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | | |
| 7 | 農政部 | 農地防災・保全事業 | 農地及び農業用施設の機能回復や災害を防止するための施設の整備 | 全道優先度 | B | 1 | II | <p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの 「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の4項目のうち3項目以上に該当するもの) <ul style="list-style-type: none"> (1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供 (2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らぐ田園空間の創造 (3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成 (4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり 次の項目のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの |
| | | | | | 1 | I | | |
| | | | | (道南) (十勝) (道央) | A | 2 | II | |
| | | | | 2 | II | | | |
| 8 | 農政部 | 農道整備事業 | 農産物流通の合理化などのための農道の整備 | 全道優先度 | C | 1 | III | <p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの 「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の4項目のうち3項目以上に該当するもの) <ul style="list-style-type: none"> (1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供 (2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らぐ田園空間の創造 (3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成 (4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり 次の項目のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの |
| | | | | | 2 | III | | |
| | | | (釧路・根室) (道央) | B | 1 | II | | |
| | | | 2 | III | | | | |
| | | | 農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備 | A | 1 | I | | |
| | | | | | 2 | II | | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | 「事業のランク」の具体的判断基準 | |
|------|-------|------------|--|---|--------|-----|---|-----|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | | |
| 9 | 農政部 | 中山間総合整備事業 | 農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の4項目のうち3項目以上に該当するもの) (1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供 (2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らく田園空間の創造 (3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成 (4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの | |
| | | | | | 2 | II | | |
| | | | 家畜排せつ物の有効利用など農村地域の環境保全と資源リサイクルの推進 | 全道優先度 (オホーツク) (十勝) (釧路・根室) | B | 1 | | II |
| | | | | | A | 2 | | III |
| | | | グリーン・ツーリズムやマリン・ツーリズムなど都市と農山漁村の交流を促進する施設の整備 | B | 1 | I | | |
| | | | | | 2 | II | | |
| | | 1 | II | | | | | |
| | | 2 | III | | | | | |
| 10 | 農政部 | 海岸保全施設整備事業 | 洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道農業・農村ビジョン21」、「第4期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・「新・北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「第4期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の4項目のうち3項目以上に該当するもの) (1)食：豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供 (2)環境：「環境」と調和した生産活動の推進、「環境」を保全し心安らく田園空間の創造 (3)人：地域農業を支える経営体や組織の育成 (4)地域：農とふれあい楽しむ場の提供、快適で住みよい生活の場づくり ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの | |
| | | | | | 2 | II | | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | 「事業のランク」の具体的判断基準 |
|------|-------|----------------------|--|-----|--------|-----|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | |
| 11 | 水産林務部 | 水産基盤整備事業 (うち漁場施設) | 水産物供給基地としての漁港・漁場づくり | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「水産基本計画」、「漁港漁場整備長期計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道水産業・漁村振興推進計画」及び「圏域総合水産基盤整備事業計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)一人当たりの漁業生産額の向上に資するもの (2)直接、水産資源の増大に資するもの (3)安心・安全な水産物の効果的供給が見込まれるもの (4)水産資源の生息環境の保全・創造に資するもの (5)事業間連携による効果的・効率的な整備が図られるもの |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進 | B | 1 | II | |
| | | | | | 2 | III | |
| 12 | 水産林務部 | 水産基盤整備事業 (うち漁港施設) | 高齢者が生き生きと働ける漁港づくり | B | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「水産基本計画」、「漁港漁場整備長期計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道水産業・漁村振興推進計画」及び「圏域総合水産基盤整備事業計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)大規模な漁港整備であるもの (2)緊急な安全対策が必要であるもの (3)事業の前倒し等、事業効果の早期発現を図る必要のあるもの (4)事業間連携や既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの |
| | | | | | 2 | III | |
| | | | 全道優先度 | B | 1 | II | |
| | | | | | 2 | III | |
| | | | (オホーツク) (釧路・根室) | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | 水産物供給基地としての漁港・漁場づくり | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| 13 | 水産林務部 | 海岸保全施設整備事業 | 洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)近年災害発生 (2)災害発生時に大きな被害が見込まれる (3)既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの (4)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された箇所 (5)国土の大きな喪失 (6)ハード・ソフトとの連携 (7)多面的な効果が見込まれるもの (8)他事業との連携 |
| | | | | | 2 | II | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | | |
|------|-------|--------------|---------------------------|-----|--------------|-----|---|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | 「事業のランク」の具体的判断基準 | |
| 14 | 水産林務部 | 森林整備事業(林道事業) | 健全な森林の整備と保全の推進 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの | |
| | | | | | 2 | II | | ②政策重視の視点 ・「北海道森林づくり基本計画」、「地域森林計画」における位置づけが明確なもの |
| | | | 森林の整備保全や都市との交流に必要な林道などの整備 | C | 1 | III | ③事業効果の視点 <開設事業> ・森林の二酸化炭素吸収量に対する貢献度の高いもの(利用区域内の森林整備計画(実績)面積の割合が事業着手後、10力年で概ね25%以上のもの) <改良事業> ・通行不能箇所など緊急的に改良が必要で、森林整備の実施に資するもの | |
| | | 2 | | | | | | |
| 15 | 水産林務部 | 保安林整備事業 | 健全な森林の整備と保全の推進 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「森林整備保全事業計画」など国や道の重点施策における位置づけが明確なもの ・「北海道森林づくり基本計画」における位置づけが明確なもの | |
| | | | | | 2 | II | | ③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)「森林整備保全事業計画」の指標である「集落(人家10戸以上)を保全する山地災害危険地区解消」の進捗に対する貢献度の高いもの (2)「事業評価における優先的配慮事項である新規要望箇所チェックリスト」20項目のうち、優先配慮事項に該当する項目でランクが高いもの、かつ主要公共施設を保全するもの (3)直轄事業等との連携による効果的・効率的な整備が見込まれるもの |
| 16 | 水産林務部 | 山地治山事業 | 治山施設の整備 | B | 全道優先度 | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「森林整備保全事業計画」など国や道の重点施策における位置づけが明確なもの ・「北海道森林づくり基本計画」における位置づけが明確なもの |
| | | | | | | 2 | III | |
| | | | | | (道南) (道央) | 1 | I | ③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)「森林整備保全事業計画」の指標である「集落(人家10戸以上)を保全する山地災害危険地区解消」の進捗に対する貢献度の高いもの (2)「事業評価における優先的配慮事項である新規要望箇所チェックリスト」20項目のうち、優先配慮事項に該当する項目でランクが高いもの、かつ主要公共施設を保全するもの (3)直轄事業等との連携による効果的・効率的な整備が見込まれるもの |
| | | | | | | 2 | II | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | |
|------|-------|--------------------------|----------------|-----|--------|-----|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | 「事業のランク」の具体的判断基準 |
| 17 | 水産林務部 | 森林整備事業（公共事業（造林事業）〈道有林分〉） | 健全な森林の整備と保全の推進 | A | 1 | I | <p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道森林づくり基本計画」、「地域森林計画」における位置づけが明確なもの <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 植林、保育などの森林整備で、直接的に二酸化炭素の森林吸収量の確保につながるもの |
| 18 | 水産林務部 | 森林整備事業（公共事業（林道事業）〈道有林分〉） | 健全な森林の整備と保全の推進 | A | 1 | I | <p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道森林づくり基本計画」、「地域森林計画」における位置づけが明確なもの <p>③事業効果の視点</p> <p><開設事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の二酸化炭素吸収量に対する貢献度の高いもの（利用区域内の森林整備計画（実績）面積の割合が事業着手後、10力年で概ね25%以上のもの） <p><改良事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 通行不能箇所など緊急的に改良が必要で、森林整備の実施に資するもの |
| 19 | 水産林務部 | 森林整備事業（単独事業〈道有林分〉） | 健全な森林の整備と保全の推進 | A | 1 | I | <p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道森林づくり基本計画」、「地域森林計画」における位置づけが明確なもの <p>③事業効果の視点</p> <p><造林事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 植林、保育などの森林整備で、直接的に二酸化炭素の森林吸収量の確保につながるもの <p><林道事業（改良）></p> <ul style="list-style-type: none"> 通行不能箇所など緊急的に改良が必要で、森林整備の実施に資するもの |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | | 事業優先度 | | |
|------|-------|-------------|-------------------------|-----------------|--------|-------|---|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | 「事業のランク」の具体的判断基準 | |
| 20 | 総合政策部 | 空港整備事業 | 地方空港の機能向上に向けた施設の整備 | 全道優先度 | B | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)安全で円滑な冬期交通の確保 (2)安定した地域交通・離島交通の確保 (3)災害に対する安全性確保 (4)航空機の定時運航に資する空港機能の確保 |
| | | | | | 2 | III | | |
| | | | | (道北) (オホーツク) | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | | |
| 21 | 建設部 | 道路改良等事業 | 安心して快適な旅ができる交通ネットワークの整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)地域高規格道路、高規格幹線道路関連 (2)空港港湾へのアクセス強化 (3)防災点検要対策箇所の解消 (4)主要渋滞箇所等の対策 (5)交通不能区間や孤立集落等の解消 (6)事前通行規制区間の解消 (7)観光拠点へのアクセス強化 (8)生活幹線道路ネットワークの形成 (9)橋梁等の耐震補強 (10)他事業との連携 (11)近年の異常気象による通行規制箇所 | |
| | | | | | 2 | II | | |
| | | | 物流ネットワーク形成のための道路網の整備 | A | 1 | I | | |
| | | | | | 2 | II | | |
| | | | 全道優先度 | B | 1 | II | | |
| | | | | | 2 | III | | |
| | | | 安全で安心な道路交通環境の整備 | (道北) (道央) | A | 1 | | I |
| | | | | | 2 | II | | |
| | | | 災害に備えた安全な道路交通環境の整備 | A | 1 | I | | |
| | | | | | 2 | II | | |
| 22 | 建設部 | 道路防雪・凍雪防止事業 | 冬期における安全で快適な道路交通の確保 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)防災点検要対策箇所の解消 (2)事前通行規制区間の解消 (3)堆雪幅の確保 (4)凍上対策 (5)他事業との連携 (6)近年の異常気象による通行規制箇所 | |
| | | | | | 2 | II | | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | | |
|---------------------|-------|----------------------------|--|-------|--------|-----|--|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | 「事業のランク」の具体的判断基準 | |
| 23 | 建設部 | 道路交通 安全施設 事業 | 安心で快適な旅ができる交通ネットワークの整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」、「第9次北海道交通安全計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)バリアフリー化 (2)市街地や通学路等の歩道整備 (3)死傷事故発生箇所等の安全確保 (4)死傷事故削減効果の高い交通安全施設等の整備 (5)空港港湾へのアクセス強化 (6)観光拠点へのアクセス強化 (7)他事業との連携 (8)通学路緊急合同点検の対策箇所 | |
| | | | | | 2 | II | | |
| | | | 安全で安心な道路交通環境の整備 | 全道優先度 | B | 1 | | II |
| | | | | | 2 | III | | |
| | | | (道北) (道央) | A | 1 | I | | |
| | | | | | 2 | II | | |
| 冬期も踏まえた歩行空間のバリアフリー化 | A | 1 | I | | | | | |
| | | 2 | II | | | | | |
| 24 | 建設部 | 河川改修 事業 | 洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)近年災害発生 (2)想定される被害が甚大 (3)想定氾濫区域内人口が多い (4)治水安全度が低い河川 (5)津波・高潮・耐震対策 (6)短期間での効果発現 (7)既存ストックの活用 (8)他事業との連携 (9)ソフト事業関連 | |
| | | | | | 2 | II | | |
| | | | 自然災害などによる被害を軽減する危機管理体制の充実と地域防災力の向上 | A | 1 | I | | |
| | | | | | 2 | II | | |
| 25 | 建設部 | 河川改修 事業 (統合河川環境整備事業) | 自然豊かな水辺環境の整備・保全 | 全道優先度 | B | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)魚道の整備 (2)親水施設の整備 (3)河川環境の再生 (4)短期間で効果発現 (5)他事業との連携 |
| | | | | | 2 | III | | |
| | | | (道南) (道北) (道央) | A | 1 | I | | |
| | | | | | 2 | II | | |
| | | | 身近な自然とふれあうことのできる公園の整備 | C | 1 | III | | |
| | | | | | 2 | | | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | |
|------|-------|--------------|--|-----|--------|-----|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | 「事業のランク」の具体的判断基準 |
| 26 | 建設部 | ダム事業 | 水資源の確保と保全のための施設整備 | B | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)多発する災害の防止 (2)短期間での効果発現 (3)他事業との連携 |
| | | | | | 2 | III | |
| | | | 洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備 | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | 自然災害などによる被害を軽減する危機管理体制の充実と地域防災力の向上 | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| 27 | 建設部 | 砂防事業 | 洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)近年災害発生 (2)災害時要援護者関連施設対策 (3)避難路・避難地の保全 (4)緊急輸送道路・防災拠点の保全 (5)保全人家等が多い箇所 (6)土砂災害の危険性が高い箇所 (7)ハード・ソフトの連携 (8)他事業との連携 |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | | | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| 28 | 建設部 | 土砂災害警戒避難対策事業 | 自然災害などによる被害を軽減する危機管理体制の充実と地域防災力の向上 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)近年噴火実績がある (2)気象庁の常時観測火山 (3)火山活動による社会的影響が大きい (4)火山噴火予知連による活動ランクが高い (5)災害時要援護者関連施設対策 (6)保全人家等が多い箇所 (7)土砂災害の危険性が高い箇所 (8)ハード・ソフトの連携 |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | | | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業の優先度 | | 事業優先度 |
|---------------------|-------|------------|--|----------|--------|-----|--|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | |
| 29 | 建設部 | 海岸保全施設整備事業 | 洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備 | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)近年災害発生 (2)災害発生時に大きな被害が見込まれる (3)既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの (4)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された箇所 (5)国土の大きな喪失 (6)ハード・ソフトの連携 (7)多面的な効果が見込まれるもの (8)他事業との連携 |
| | | | | | 2 | II | |
| 30 | 建設部 | 都市計画街路事業 | 都市の活性化や再生に向けた都市基盤の整備 | 全道優先度 | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」、「第9次北海道交通安全計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)防災・減災機能の強化 (2)中心市街地の活性化 (3)バリアフリー化 (4)公共交通への支援 (5)観光拠点へのアクセス強化 (6)人流・物流等の交通拠点へのアクセス強化 (7)主要渋滞箇所等の対策 (8)交通安全の確保 (9)堆雪幅の確保 (10)他事業との連携 |
| | | | | | 2 | III | |
| | | | | (道南)(道北) | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | 災害に強いまちづくり | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | 安心して快適な旅ができる交通ネットワークの整備 | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | 物流ネットワーク形成のための道路網の整備 | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| | | | 安全で安心な道路交通環境の整備 | 全道優先度 | 1 | II | |
| | | | | | 2 | III | |
| | | | (道北)(道央) | A | 1 | I | |
| | | | | | 2 | II | |
| 災害に備えた安全な道路交通環境の整備 | A | 1 | I | | | | |
| | | 2 | II | | | | |
| 冬期における安全で快適な道路交通の確保 | A | 1 | I | | | | |
| | | 2 | II | | | | |
| 冬期も踏まえた歩行空間のバリアフリー化 | A | 1 | I | | | | |
| | | 2 | II | | | | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | |
|--------------------------------|-------|----------|----------------------------------|-----|------------|-----|---|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業の ランク | 優先度 | 「事業のランク」の具体的判断基準 |
| 31 | 建設部 | 都市公園事業 | ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくり | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道広域緑地計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)高齢者や障がい者など誰もが利用可能となる施設整備 (2)冬の余暇活動の場が形成され、冬期生活環境が改善される施設整備 (3)災害発生時に、避難地や防災拠点として活用される施設整備 (4)子育て支援の場の形成 (5)既存施設を利活用した事業効果の早期発現 (6)豊かな自然環境や良好な景観を活用 |
| | | | 快適な雪国生活の創造に向けたまちづくり | | B | 1 | |
| | | | 災害に強いまちづくり | A | | 1 | |
| | | | | | | 2 | |
| | | | 子育て支援住宅の普及促進など子どもを安心して育てられる環境づくり | A | 1 | I | |
| | | | | | | 2 | |
| | | | 身近な自然とふれあうことのできる公園の整備 | C | 1 | III | |
| | | 2 | III | | | | |
| 自然公園における利用施設の整備など自然とのふれあいの場づくり | B | 1 | II | | | | |
| | | | 2 | III | | | |
| 32 | 建設部 | 下水道事業 | 都市部における生活環境の整備 | C | 1 | III | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「全道みな下水道構想III」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)下水道処理人口普及率の向上 (2)都市浸水対策達成率の向上 (3)下水汚泥の再生利用率の向上 (4)他事業との連携 |
| | | | 環境に配慮したまちづくり | | B | | |
| | | | 災害に強いまちづくり | A | | 1 | |
| | | | | | | 2 | |
| | | | リサイクル・廃棄物処理施設の整備 | A | 1 | I | |
| | | 2 | II | | | | |
| 33 | 建設部 | 土地区画整理事業 | まちなか居住のための住環境の整備 | B | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)駅周辺や中心市街地等の拠点市街地の形成 (2)既成市街地の再生 (3)他事業との連携 |
| | | | | | | 2 | |
| | | | 都市部における生活環境の整備 | C | 1 | III | |
| | | | | | | | |

| 整理番号 | 事業所管部 | 事業のグループ | 施策優先度 | | 事業優先度 | | 「事業のランク」の具体的判断基準 | | | | | |
|--------------|-------|-------------|----------------------------------|------|-------------|-----------------|---|-------|---|---|-----|---|
| | | | 施策名 (地域優先度) | 優先度 | 事業のランク | 優先度 | | | | | | |
| 34 | 建設部 | 既設公営住宅改善等事業 | ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくり | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道住生活基本計画」、「北海道公営住宅等安心居住推進方針」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)住宅におけるユニバーサルデザインの普及促進 (2)住宅のセーフティネットとしての公営住宅の供給 (3)既存ストックの居住水準の向上 (4)他事業との連携 | | | | | |
| | | | | | 2 | II | | | | | | |
| | | | 快適な雪国生活の創造に向けたまちづくり | B | 1 | II | | | | | | |
| | | | | | 2 | III | | | | | | |
| 35 | 建設部 | 公営住宅整備等事業 | ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくり | A | 1 | I | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道住生活基本計画」、「北海道公営住宅等安心居住推進方針」、「北海道子育て支援住宅推進方針」、「北海道環境共生型公共賃貸住宅整備方針」、「新たな北海道営住宅推進方針」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)シルバーハウジングの展開 (2)子育て支援住宅の普及推進 (3)住宅におけるユニバーサルデザインの普及促進 (4)住宅のセーフティネットとしての公営住宅の供給 (5)まちなか居住の推進 (6)郊外ニュータウン・大規模団地の再生 (7)道産木材を活用した良質な木造住宅の供給 (8)既存ストックの居住水準の向上 (9)他事業との連携 | | | | | |
| | | | | | 2 | II | | | | | | |
| | | | 快適な雪国生活の創造に向けたまちづくり | B | 1 | II | | | | | | |
| | | | | | 2 | III | | | | | | |
| | | | まちなか居住のための住環境の整備 | B | 1 | II | | | | | | |
| | | | | | 2 | III | | | | | | |
| | | | 災害に強いまちづくり | A | 1 | I | | | | | | |
| | | | | | 2 | II | | | | | | |
| | | | 子育て支援住宅の普及促進など子どもを安心して育てられる環境づくり | A | 1 | I | | | | | | |
| | | | | | 2 | II | | | | | | |
| | | | 36 | 警察本部 | 交通安全施設等整備事業 | 安全で安心な道路交通環境の整備 | | 全道優先度 | B | 1 | II | ①地域重視の視点 ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」、「第9次北海道交通安全計画」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)交通事故死者数：交通事故抑止効果のあるもの (2)施策の目的を達成する上で、特に事業効果の高いもの |
| | | | | | | | | | | 2 | III | |
| (道北) (道央) | A | 1 | | | | | I | | | | | |
| | | 2 | | | | | II | | | | | |

ほっかいどう社会資本整備の重点化方針
事業優先度設定の手引

平成25年7月改訂
〈平成21年2月策定〉

北海道総合政策部政策局社会資本課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-231-4111（代表）
mail sogo.keikaku1@pref.hokkaido.lg.jp